

委託連携加算について

令和3年度介護報酬改定 介護報酬改定に関する省令及び告示より

注 出 意	注 出 意
別表 指定介護予防支援介護給付費単位数表 介護予防支援費 イ 介護予防支援費（1月につき） 438単位 注1・2（略） ロ 初回加算 300単位 注 指定介護予防支援事業所（基準第2条に規定する指定介護予防支援事業所をいう。ハにおいて同じ。）において、新規に介護予防サービス計画（法第8条の2第16項に規定する介護予防サービス計画をいう。ハにおいて同じ。）を作成する利用者に対し指定介護予防支援を行った場合については、初回加算として、1月につき所定単位数を加算する。 ハ 委託連携加算 300単位 注 指定介護予防支援事業所が利用者に提供する指定介護予防支援を指定居宅介護支援事業所（指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準（平成11年厚生省令第38号）第2条第1項に規定する指定居宅介護支援事業所をいう。）に委託する際、当該利用者に係る必要な情報を当該指定居宅介護支援事業所に提供し、当該指定居宅介護支援事業所における介護予防サービス計画の作成等に協力した場合は、当該委託を開始した日の属する月に限り、利用者1人につき1回を限度として所定単位数を加算する。	別表 指定介護予防支援介護給付費単位数表 介護予防支援費 イ 介護予防支援費（1月につき） 431単位 注1・2（略） ロ 初回加算 300単位 注 指定介護予防支援事業所（基準第2条に規定する指定介護予防支援事業所をいう。）において、新規に介護予防サービス計画（法第8条の2第16項に規定する介護予防サービス計画をいう。）を作成する利用者に対し指定介護予防支援を行った場合については、初回加算として、1月につき所定単位数を加算する。 ハ 介護予防小規模多機能型居宅介護事業所連携加算 300単位 注 利用者が指定介護予防小規模多機能型居宅介護（指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準（平成18年厚生労働省令第36号。以下「指定地域密着型介護予防サービス基準」という。）第43条に規定する指定介護予防小規模多機能型居宅介護をいう。以下同じ。）の利用を開始する際に、当該利用者に係る必要な情報を当該指定介護予防小規模多機能型居宅介護を提供する指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所（指定地域密着型介護予防サービス基準第44条第1項に規定する指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所をいう。以下同じ。）に提供し、当該指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所における指定介護予防サービス等の利用に係る計画（指定地域密着型介護予防サービス基準第44条第7項に規定する

(委託連携加算算定に関する上球磨地域包括支援センターの取り扱い)

令和4年6月1日からの加算

(1) 地域包括支援センターで担当していた利用者を委託する場合

①「介護認定調査票」、「主治医意見書」 ②アセスメント表 ③直前のケアプラン

①～③を委託先へ提出した上で、双方の事業所において支援経過記録等に、提供年月日、提供者、提供内容を記録した際に**委託連携加算を算定**する。

(2) 要介護認定から要支援認定になられた際に、元々担当されていた居宅介護支援事業所に利用者を委託する場合

※アセスメント等の情報は居宅介護支援事業所が持っているため、委託連携加算は算定せず、**初回加算のみ算定**する。

①「介護認定調査票」、「主治医意見書」は、委託連携加算を算定しない場合であっても、包括から委託先へ提出する。

(3)、(2) 以外の新規認定者を居宅介護支援事業所へ委託する場合

(委託連携加算を算定する場合)

- ①「介護認定調査票」、「主治医意見書」
- ②地域包括支援センターが把握したアセスメント表（利用者基本情報）
- ③プラン作成前に同行訪問し、アドバイスをを行う

①+②委託先へ提出する又は①+③した上で、双方の事業所において支援経過記録等に、提供年月日、提供者、提供内容を記録した際に**委託連携加算を算定**する。

(委託連携加算を算定しない場合)

①「介護認定調査票」、「主治医意見書」は、委託連携加算を算定しない場合であっても、包括から委託先へ提出する。**初回加算のみ算定**。